

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年3月27日
【会社名】	メディカル・データ・ビジョン株式会社
【英訳名】	Medical Data Vision Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岩崎 博之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田美土代町7番地
【電話番号】	(03)5283-6911(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 グループ管理本部長 柳澤 卓二
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田美土代町7番地
【電話番号】	(03)5283-6911(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 グループ管理本部長 柳澤 卓二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、2019年3月26日開催の第16期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
2019年3月26日

(2) 当該決議事項の内容

< 会社提案（第1号議案から第3号議案まで） >

第1号議案 定款一部変更の件

- (1) 取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第21条（任期）につき、変更を行うものであります。
- (2) 補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

第2号議案 取締役9名選任の件

岩崎博之氏、浅見修二氏、柳澤卓二氏、木村右子氏、井上太郎氏、中村正樹氏、加藤伸博氏、香月壯一氏及び中村隆夫氏を取締役に選任するものであります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

後藤高志氏を補欠監査役に選任するものであります。

< 株主提案（第4号議案） >

第4号議案 定款一部変更の件

1. 提案の内容

定款第28条

「取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。」を以下の通り変更する。

< 変更後 >

「取締役の報酬、賞与、株式報酬、ストックオプション報酬その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、「2億円 + ( ( 直近3年間の当期純利益の平均 ) × ( 直近3年間の自己資本利益率の平均 ) ) 但し、自己資本利益率がマイナスの場合はゼロとして計算する」を限度額とする。」

2. 提案の理由

取締役報酬限度額について、ストックオプション報酬や株式報酬制度などが次々と新設され、会社の成長以上に取締役報酬限度額だけが増額しており、株主と取締役の利益が相反しているため。

(注) 提案の内容及び提案の理由につきましては、提案株主から提出された株主提案書の記載に沿って、内容的な変更は加えずに原文のまま記載しております。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

< 会社提案（第1号議案から第3号議案まで） >

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	320,366	387	0	（注）1	可決（90.6%）
第2号議案				（注）2	
岩崎 博之	315,703	5,049	0		可決（89.3%）
浅見 修二	317,126	3,626	0		可決（89.7%）
柳澤 卓二	317,136	3,616	0		可決（89.7%）
木村 右子	317,122	3,630	0		可決（89.7%）
井上 太郎	317,561	3,191	0		可決（89.8%）
中村 正樹	317,655	3,097	0		可決（89.9%）
加藤 伸博	238,434	82,318	0		可決（67.4%）
香月 壯一	317,867	2,885	0		可決（89.9%）
中村 隆夫	320,148	604	0		可決（90.6%）
第3号議案				（注）2	
後藤 高志	320,466	287	0		可決（90.7%）

< 株主提案（第4号議案） >

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第4号議案	24,822	313,033	0	（注）1	否決（88.6%）

（注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各議決事項が可決又は否決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以上